

1. 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方整備局管内においても特に太平洋沿岸部を中心に未曾有の災害が発生しました。今回の大震災では、多くの尊い生命・財産を失うと共に、最前線で災害対応を実施すべき地方公共団体までも甚大な被害を受けることとなり、本来あるべき行政機能の低下等様々な支障が生じています。

そこで本モデル事業では、「新しい公共」の担い手となる団体から、今回の東日本大震災の被災地等における市町村と連携・協働した行政サービスの補完の具体的な活動に関する提案を広く募集し、応募された提案の中から選定したものを、調査費（国費）を活用して活動を展開していただきます。

これらの活動により被災地等における行政サービス補完のあり方等を調査・報告するものです。

2. 募集提案に関する方針

(1) 応募主体

応募主体は、東北地方整備局管内において「新しい公共」による活動を担う団体とし、平成23年4月1日時点で以下の条件を満たしていること。

なお、詳細は以下のとおりですが、市町村単独での応募はできません。

① 単独団体での応募は、当該団体がNPOとしての法人格を有し、次の要件を満たしている場合に可能です。

i 代表者の定めがあること

ii モデル事業実施手続きを適切かつ効率的に行うため、団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者等を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること

iii 東北地方整備局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）を主たる住所とし、かつ、平成20年4月1日以降東北地方整備局管内において国からの助成金または財団等からの助成金（ただし助成金の内訳が100%国費であること）による活動実績を有すること。

② 複数の団体から構成される協議会等（市町村がその資格をもって構成員に含まれる場合を含みます。）による応募については、当該協議会等が①の「単独団体での応募」の要件 i、ii、iii を全て満たしている場合に可能です。市町村が当該協議会等の事務局となっている場合には、当該協議会等の代表者として応募することが可能です。

③ 複数団体が連名で応募することもできます（当該活動に賛同する市町村が含まれる場合を含みます）。この場合、代表団体を定めた上で当該代表団体から応募していただきます。代表団体は、①の「単独団体での応募」で示した要件 i、ii、iii を全て満たしている団体か、または、連名で応募している市町村であることとします。

・ 同一の主体からの提案は、原則として1件に限ることとします。ただし、異なる民間団体との連名提案で、異なる提案内容の応募を行う場合、同一の主体が複数の応募に参加することは認めます。

(2) 重点事項

東日本大震災により、本来であれば最前線で災害対応を実施すべき地方公共団体までも甚大な被害を受けることとなり、本来の行政機能の低下等様々な支障が生じています。

そこで、今回重点的に募集する分野及び活動箇所は、次に掲げる内容とします。

・ 東日本大震災による被災地や避難先において、「新しい公共」による行政機能の補完を目的とする活動を募集し支援するものです。

- ・活動箇所としては、東北地方整備局管内のうち、厚生労働省が公表している平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第11報）に記載の災害救助法適用市町村に限るものです。

<重点分野>

東日本大震災による被災地・避難先において、被災市町村と連携・協働し、行政機能を補完するサービスを提供するための活動とします。

(3) 対象経費

イ. 本モデル事業に提案頂く活動費の1件あたりの上限は100万円とします。
(但し、国の予算の制約等により変動する可能性があります。)

ロ. 本モデル事業の活動において、国費で措置できる経費は主に

- ①ヒアリングやアンケート等を通じた地域ニーズ・課題の把握・整理、具体的な活動方策の検討
- ②住民等を含めた関係者間の合意形成、外部からのアドバイザー招聘等を通じた人材育成・研修、普及啓発等の諸活動を含む活動環境の整備
- ③社会実験的な具体的な活動の実践
- ④活動をするために必要な経費をまかなうための環境整備などを想定しています。
本モデル事業を実施するための人件費、会議費、消耗品費や什器・情報通信機器等のリース料等の諸経費、専門家の意見聴取等に要する経費、通信費、印刷製本費等は対象となります。

ハ. 以下のような経費は国費による措置の対象とはなりません。

- ①応募団体により従来から行われている取組の単純な振替に当たる経費
- ②国、都道府県、財団等により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費
- ③市町村職員の人件費、旅費、市町村職員が使用する消耗品費
- ④恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれない経費
- ⑤先進事例視察費
- ⑥営利のみを目的とした活動と見なせるものに関する経費
- ⑦一過性・単発のイベント等の実施に関する経費
- ⑧活動の主たる部分を応募主体以外の者に委託する場合の経費

(4) モデル事業の実施期間

本モデル事業として実施する取組は、平成23年度中に実施可能な活動であることとします。

(5) 実施体制

本モデル事業は、原則として応募主体が自ら行うこととします。

応募団体以外の者に当該事業の一部（事業の主たる部分である場合を除く）を委託（「再委託」といいます）することも可能ですが、この場合はあらかじめ承諾を得てください。なお事業の主たる部分を再委託することはできません。

(6) 関係自治体との協議

応募にあたっては、連携・協働する関係市町村の推薦を得る必要があります。関係する市町村が複数ある場合は、いずれか一つの市町村の推薦で構いません。なお、市町村が（1）の②、③に示す代表者または代表団体となっている場合には、市町村の推薦は不要です。

また、市町村以外に県とも連携・協働した活動である場合には、関係県による推薦を得て頂くこともできます。この場合にも関係市町村の推薦は必要です。

(7) 目標の設定

提案される取り組みを通して実現したい目標を設定することが必要です。目標は、可能な限り、客観的な効果把握が可能なものとしてください。

3. 選定に関する方針

本事業に応募された提案の選定にあたっては、以下の方針に従い行うものとします。

(1) 選定にあたっての審査項目

モデル事業の選定にあたっては、「新しい公共」による行政サービス補完活動を図るという本モデル事業の趣旨を踏まえ、特に以下の事項に留意します。

①地域課題把握の的確性

行政サービス補完活動の課題について、十分な分析、検討の上で的確に把握しており、課題の解決に向けた目標が適切に設定され、目標達成に向けた効果的で、実現可能性が高い活動が計画されていること。

②地域社会における協働性

新たな地域経営の担い手（「新しい公共」）としての主体の自立性を有するとともに、地域ニーズに応じた行政サービス補完活動の実現において相乗効果が見込め、「新しい公共」の担い手としての役割を十分に果たせる程度に、地域住民、市町村等との連携、協働が十分であること。

③重点分野への適合性

重点分野の趣旨に合致していること。

④行政サービス補完活動の実効性

当該活動が、被災地等で生じている行政サービス補完の実効性が高いと考えられること。

⑤活動の持続可能性

人的、物的、資金的な面から、当モデル事業の終了後も、「新しい公共」としての活動が持続可能となるような創意工夫がなされていること

(2) 選定プロセス

応募から提案の採択、事業の実施までのプロセスは以下の通りです。

①提案の公募

東北地方整備局は、事業の提案に必要な事項（この募集要領）を定めて公募を行います。

②提案の応募

応募主体は、期日までに指定された提出先へ提案を応募します。なお、提案書提出後締切日までにおいて、提案書に記載しているモデル事業の根幹に関わる変更があった場合、当該提案書の応募主体は速やかに担当窓口へ連絡するとともに、変更後の提案書を郵送及び電子メールにてお送り下さい。

③提案の選定

提出いただいた書類の内容等をもとに、「1. 趣旨」及び「2. 募集提案に関する方針」に合致し、「3. (1)を審査項目」として、有識者からなる「『新しい公共』による行政サービス補完活動支援モデル事業審査委員会」（以後、「審査委員会」といいます）において選定します。選定の結果は応募主体あてに通知します。（8月中を想定）

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応をお願いすることがあります。

④契約の締結

東北地方整備局は、採択された提案について応募主体あて（連名での提案の場合には代表団体あて）に通知するとともに、東北地方整備局にて契約の手続きを行います。（連名での提案の場合には、代表団体との間で契約の手続きを行います。）

なお、契約手続きに際し、実施内容の精査等のため応募団体と個別に協議させていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。

本事業の実施に係る経費は、モデル事業実施後に納入された報告書及び経費の精算に係る書類を検査した後、認められた経費について精算払いさせていただきます。

⑤評価

本モデル事業では、選定された取組の成果を把握するため、審査委員会委員または国土交通省職員等が活動に参加する等により活動の状況を確認させて頂くとともに取組の評価を実施します。評価には当初計画に対する達成度、課題の克服状況等の結果・効果などを含みます。（平成23年度内）

4. 提出書類

提案内容については、下記様式にモデル事業の実施内容等がわかるよう、具体的かつ簡潔、明瞭にまとめて記入の上、提出して下さい。なお、①～⑦については、国土交通省東北地方整備局ホームページ

(http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/atarashii_koukyou/05_09.html) よりファイルをダウンロードして使用していただき、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

①様式1：提案書（課題、事業内容、多様な主体との連携・協働等）

※提案書の作成に当たっては、本募集要領の趣旨をご理解の上、活動内容が具体的にイメージできるよう記入して下さい。活動内容が抽象的で明確なイメージができないものなどは、選定が困難となりますのでご注意下さい。

※モデル事業の事業費に自主財源を併せて一体不可分の活動を行うことを提案される場合には、活動の全体像をお示し頂くとともに事業費で行う部分を明らかにしてください。

②様式2：モデル事業実施フロー図

※契約の時期と想定される8月以降の活動を記入して下さい。

③様式3：資金計画等

※様式1、2に記載された事業内容ごとに、概算費用と内訳、再委託の予定の有無を記載してください。

※応募時にご提出いただく資金計画は、ご提案が選定された後に、詳細内容をご提出頂きます。その際、算出方法が東北地方整備局の基準と異なったり、当モデル事業の対象としない経費であったりするケースにおいては、必要な修正をしていただく必要があります。また、募集の結果、独創的な提案でモデル事業として実施する必要が特に高いものが多数応募された場合には、採択件数が想定より多くなる可能性があります。このため、必ずしも応募時にご提出いただく金額での契約とはならないことがありますので、ご了承ください。

資金計画等に関する資料で応募時にご提出いただくのは様式3のみですが、ご提案が選定された場合には、2週間以内を目処に以下の資料をご提出いただきます。

これらの資料を提出頂き、東北地方整備局において内容の精査をさせて頂いた後に契約手続きを行うこととなります。

参考1：必要経費の概算表（全ての採択団体で作成していただきます）

※必要経費を東北地方整備局の基準にあった積算方法で計算したものが契約金額となります（上限金額の範囲内）。

※国費と併せて自主財源を併せて一体不可分の活動を実施される場合には、どの経費を国費で措置するかを明らかにしてください。

参考2：事業収支予算書（収入の見込まれる活動内容である場合、または、自主財源の活用を予定する場合のみ）

※モデル事業の活動の1つとして実験事業を実施し、その事業で得た収入をモデル事業の他の活動の原資とすることができます。このような活動を予定されている場合は、その収支の予定をご提出ください。モデル事業の活動原資とすることが確認できない活動の経費には国費の措置はできません。

参考3：再委託承諾申請書【参考3-1】及び履行体制に関する書面【参考3-2】（活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合のみ）

※実施される活動の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前

に東北地方整備局の承諾を得る必要があります。

④様式4：応募団体整理表

※応募団体及び推薦市町村の代表者及び担当者、連絡先を記入して下さい。

※選定結果等の連絡の郵送や必要な確認等を確実にを行うため、住所、電話番号を間違いなく記入してください。

⑤様式5：関係市町村推薦書類

※市町村が2(1)の②、③に示す代表者または代表団体となっている場合には、関係市町村推薦書類は不要です。

⑥様式6：他の補助、支援事業等

※他の補助事業等との重複を避けるため、当該モデル事業以外に、様式1の提案に関連した調査・事業で、国・地方公共団体の補助事業、公益法人や民間企業等が実施している支援事業等のうち、今年度応募予定または既に応募済み、もしくは、これまでに採択されたものがある場合は、それら補助事業等の実施機関と名称、貴団体が行う又は行った調査・事業の名称と概要を記述して下さい。なお、従来 of 取組に新たな視点や工夫を加え、更に発展させた取組について排除するものではありません。

⑦様式7：活動実績等確認表

※平成20年4月1日以降東北地方整備局管内において国からの助成金または財団等からの助成金(ただし助成金の内訳が100%国費であること)による活動実績を確認するため必要事項を記入すると共に契約書等の写しを添付してください。

※財団等からの助成金による活動実績を有する応募団体は、当該助成金の内訳が100%国費であることの証明を財団等または当該官庁から書面(任意様式)により得て添付してください

⑧参考資料(A4版,様式自由)：応募団体の構成、活動実績、団体の規約又は規定等

※応募団体の構成と概要、活動実績等が分かる資料

※複数の団体から構成される協議会等については、規約等の写し

(注)上記①～⑧に該当しない補足資料について

※必要に応じて、各資料における補足資料を併せて提出することができます。

ただし、選定は①～⑦の資料で行いますので、補足資料をもって提案の主たる内容を説明することは避けて下さい。

(補足資料例示)

・モデル事業の実施方法に関する資料 等

5. 応募期間

平成23年7月11日(月)から平成23年7月21日(木) 17:00厳守

6. 提出方法及び問い合わせ先

「4. 提出書類」は、下記送付先の「新しい公共」モデル事業担当まで、①～④についてはそれぞれ正1部副2部を郵送の上電子データをメール送信、⑤～⑧については正副各1部を郵送にて提出願います。

(※)「4. 提出書類」の①～⑦の書類が「5. 応募期間」の締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんのでご注意ください。

(※)⑤のみが上記締切日に間に合わない場合に限り、モデル事業担当者までご連絡の上、当該書類の追加提出を募集締切日の1週間後の17:00まで受け付けます。

(※)締切日以降の提出書類の修正・差替は、原則受け付けませんのでご留意下さい。

メール送信後、必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いいたします。

(送付先及び問い合わせ先)

〒980-8602

仙台市青葉区二日町9-15

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課 野村、宮本

TEL: (代表) 022-225-2171 (内線) 6132、6135

Mail: keiken1@thr.mlit.go.jp

7. 平成23年度の報告等

本モデル事業は、東日本大震災被災地等における行政サービス補完のモデル的な活動について選定するものであるため、モデル事業終了時の報告（活動内容及び活動成果・評価）を求めるとともに、その後の活動についてフォローアップ調査等を行います。報告等の内容は、東北地方整備局及び国土交通本省等のホームページ等で紹介させていただき、国土交通省実施事業の参考として活用させていただきます。

また、活動期間中、有識者等から東北地方整備局を通して視察等の依頼があった場合には、ご協力いただきます。

8. 提出していただいた書類等について

提出していただいた書類等については、東北地方整備局及び国土交通本省等のホームページや配付資料等として公開させていただく場合があります。

なお、書類等の返却はいたしませんので、ご留意下さい。